号外第十六号

平成二十年

金 曜

目 次

規 則

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則......ー

山梨県事務決裁規則の | 部を改正する規則.....七

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則 .....IIIO

規 則

山梨県規則第二十二号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

ಶ್ಠ 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正す

第三条中「知事政策室」 を「知事政策局」 に改める。

第七条第三項の表中「 | 福祉保健総務課 一監査指導室

監査指導室

ľĆ

指導検査

技術管理

に改め

国際観光

医 福 情

観光振興課 農政総務課

を

土木総務課

県立病院経営企画室

農政総務課

を 県土整備総務課

振興室

務課

報政策課

情報産業振興室

祉保健総務課

県土整備総務課 県土整備総務課 技術管理室

\_

建設業対策室 美しい県土づくり推進室 指導検査室

を「県土整備総務課」 に改める

ಶ್ಠ

第九条中「土木総務課」

Щ

梨

県

公

報

号

外

第十六号

平成二十年三月二十八日

室

室

日

三月二十八日

に改める。 第十一条中「知事政策室長」を「知事政策局長」に、「企画部長」を「知事政策局長」 第十条第二項中「企画部長」を「知事政策局長」 に改める。

を「知事政策局」に改め、同条第三項及び第四項中「知事政策室長」を「知事政策局長」 知事政策室長」を「知事政策局に知事政策局長」に改め、 室」を「知事政策局」に改める。 に、「知事政策室内」を「知事政策局内」に改め、 第十二条の二の見出しを「(知事政策局長等)」に改め、同条第一項中「知事政策室に 同条第五項及び第六項中「知事政策 同条第一 |項中「知事政策室」

える。 を加え、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加 第十三条の三第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、産業立地室長を補佐し、 産業立地室内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。

第十三条の三第一項の次に次の一項を加える。

産業立地室に必要に応じ、次長を置く。

2

第十六条第一項中「各部」を「各部等」に、 「山梨県総合理工学研究機構 山梨県東京事務所 山梨 山梨

県東京事務所

県総合理工学研究機構. に、「山梨県広瀬・琴川ダム事務所」を「山梨県広瀬・琴川ダ

ム管理事務所」 ار 山梨県釜無川流域下水道事務所 山梨県桂川流域下水道事務所 」 を「山梨県流域下水道事務所」

「 山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例 ( 平成六年山梨 山梨県立富士ふれあいセンター 設置及び管理条例 (平成七年山 山梨県立看護大学設置及び管理条例 ( 平成九年山梨県条例第四

に改め、同条第三項中

県条例第三十六号)

梨県条例第四十七号) 十六号) を「山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例 (平成七

年山梨県条例第四十七号)」に、「山梨県立大学設置及び管理条例 (平成十六年山梨県 条例第四十六号)」を 山梨県立大学設置及び管理条例 (平成十六年山梨県条例第四十 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例(平成十九年山

梨県条例第三十五号) に改め、同条第四項及び第五項中「又は分場」

を削る。

第十六条の二第二項中「企画部長」を「知事政策局長」に改める。

第十八条第一項中「地域県民センター」を「東京事務所、 地域県民センター」 に改め、

同条第二十項中「、副所長」を削り、「教頭」の下に「、副所長」を加え、 中「、畜産試験場及び酪農試験場」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中 十四項を第十二項とし、第十五項から第十七項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十八項 五項を第四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十三項を削り、 桂川流域下水道事務所」を「及び流域下水道事務所」に改め、同条中第四項を削り、 川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に、「、釜無川流域下水道事務所及び 境事務所」に改め、「農業大学校」の下に「、専門学校農業大学校」を加え、「広瀬・琴 神保健福祉センター」を加え、「精神保健福祉センター、林務環境事務所」を「林務環 「農業大学校」の下に「及び専門学校農業大学校」を加え、同項を同条第十七項とし、 東京事務所、 職員研修所、 自動車税事務所」を削り、「障害者相談所」の下に「、精 同項を同条 第 第

短期大学部長」を削る。 局次長を」を削り、同条第二項中「課税・管理部長」の下に「、自動車税部長」を加え、「、 次長を、看護大学短期大学部に事務局長、 に改め、「、看護大学に事務局長、 第十九条第一項中「及び徴収部長」を「、自動車税部長、徴収部長及び副徴収部長. 学部長、 短期大学部長、学生部長、 研究科長、学生部長、 図書館長及び事務局 図書館長及び事務

第十八項とする。

場」を「高冷地野菜・花き振興センター又は支所」に改める。 総合農業技術センターの高冷地野菜・花き振興センター」 を加え、「、総合農業技術セ ンターの分場に分場長を」を削り、 第二十二条の見出しを「(支所長)」に改め、同条第一項中「ワインセンター」の下に「、 同条第二項中「及び分場長」を削り、「支所又は分

第二十四条第二項中「企画部長」を「知事政策局長」に改める。

書課の項に次の一号を加える。 別表第一の一の表知事政策室の部中「知事政策室」を「知事政策局」に改め、 同部秘

東京事務所に関すること。

別表第一の 一の表知事政策局の部広聴広報課の項の次に次のように加える。

# 行政改革推 行財政改革に関すること

- 行政考査に関すること。
- Ξ 組織管理及び事務管理に関すること
- 兀 る事務に関すること (組織に関するものに限る。)。 県の委員会、委員、警察本部及び企業局に係る知事の権限に属す
- $\overline{\mathcal{H}}$ 政策アセスメントに関すること。
- 六 県民の意見提出制度に関すること。
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関すること。

# 九 外部監査契約に関すること。

附属機関に関すること。

別表第一の 一の表企画部の部新行政システム課の項を削る。

び支援」に改め、同項第六号を削る。 及び利用」を「ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備等の運用、 別表第一の一の表企画部の部情報政策課の項第三号中「汎用コンピュータの運用管理 管理及

十二号を第十一号とする。 別表第一の一の表総務部の部人事課の項中第十号を削り、 第十一号を第十号とし、 第

事務所」を削り、同号を同項第七号とし、 別表第一の一の表総務部の部税務課の項第七号を削り、同項第六号中「及び自動車税 同項第五号の次に次の一号を加える。

六 その他県税事務に関すること。

別表第一の一の表総務部の部営繕課の項を削る。

同項第十号を削る。 年法律第八十号)の規定による保健事業のうち機能訓練」を「介護保険審査会」に改め、 別表第一の一の表福祉保健部の部長寿社会課の項第八号中「老人保健法 (昭和五十七

び国民健康保険団体連合会」を「、国民健康保険団体連合会及び後期高齢者医療広域連 の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)」に改め、同項第三号中「及 合」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、 五<br />
その他後期高齢者医療に関すること。 別表第一の一の表福祉保健部の部国保援護課の項第一号中「老人保健法」を「高齢者 同号の次に次の一号を加える。

別表第一の一の表福祉保健部の部国保援護課の項に次の一号を加える

十二 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。

中第五号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。 情報センター」を「及び富士ふれあいセンター」に改め、 の下に「、精神保健福祉センター」を加え、「、富士ふれあいセンター、青い鳥福祉セ ンター (知的障害者更生施設に限る。)、梨の実寮、 に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第十号とし、同項第六号中「障害者相談所」 者施策推進協議会」の下に「、精神保健福祉審議会」を加え、「( 精神障害者介護給付費 別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第七号を削り、同項第八号中「障害 あさひワークホーム及び聴覚障害者 同号を同項第九号とし、

- 障害児施設の調査に関すること。
- 自殺対策に関すること。

中「発達障害者」の下に「及び高次脳機能障害者等」 別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項中第四号を第五号とし、同項第三号 を加え、同号を同項第四号とし、

同項第二号の次に次の一号を加える。

三 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

川壱等一つ一つ壱扇上尽生のの珍で高上限の真になっています。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項に次の一号を加える。

クホーム及び聴覚障害者情報センターに関すること。 十一 青い鳥福祉センター (知的障害者更生施設に限る。)、梨の実寮、あさひワー

項に次の一号を加える。を「医療費適正化計画」に改め、同項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、同を「医療費適正化計画」に改め、同項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、同り表第一の一の表福祉保健部の部医務課の項第二号中「県立病院事業会計の予算経理」

十七 臓器移植推進財団及びアイバンクに関すること。

削る。 では康管理事業団」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十一号をセンター」を「健康管理事業団」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号中「精神保健福祉物(医療を除く。)」に改め、同号を同項第十六号中「悪性新生物登録」を「悪性新生ら第十八号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「悪性新生物登録」を「悪性新生ら第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号かを第五号とし、第八号を第六号を削り、第七号別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項中第五号及び第六号を削り、第七号

に次の一号を加える。「環境創造課」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次「環境創造課」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次別表第一の一の表森林環境部の部循環型社会推進課の項中「循環型社会推進課」を

六 エネルギー対策に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部環境創造課の項に次の三号を加える。

九 環境影響評価に関すること。

環境影響評価等技術審議会に関すること。

十一 やまなし環境財団に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部大気水質保全課の項に次の一号を加える。

十三 温泉に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部環境整備課の項に次の一号を加える。

ハ 環境整備事業団に関すること。

「環境影響評価等技術審議会」を「八ヶ岳自然ふれあいセンター及び緑化センター」に「緑化センター」を「緑化推進機構」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中し、同項中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項第八号中とし、同項第四号中「高山植物」を「希少野生動植物種」に改め、同号を同項第三号と別表第一の一の表森林環境部の部みどり自然課の項中第二号を削り、第三号を第二号

別表第一の一の表商工労働部の部工業振興課の項中第六号を削り、第七号を第六号と

改め、同号を同項第七号とする。

Щ

梨

県公

報号外

第十六号

平成二十年三月二十八日

し、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

五号とし、第八号を削る。 別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第

別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項の次に次のように加える。

# 国際交流課 | 国際協

- 国際協力の企画調整に関すること。
- | 国際交流の企画調整に関すること。
- 三多文化共生の推進に関すること。
- 四 国際観光の振興に関すること。
- 五 通訳案内士の登録に関すること。
- 六 海外移住に関すること。
- 七パスポートセンターに関すること。
- ハー小佐野記念財団及び国際交流協会に関すること。
- ? 国際交流センターに関すること。

号を加える。農業大学校及び専門学校農業大学校」に改め、同号を同項第十四号とし、同項に次の一農業大学校及び専門学校農業大学校」に改め、同号を同項第十五号中「及び農業大学校」を「、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「及び農業大学校」を「、別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、

十五 農業信用基金協会に関すること。

六号とし、同項第九号及び第十号を削る。事務所及び桂川流域下水道事務所」を「及び流域下水道事務所」に、「、釜無川流域下水道「広瀬・琴川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に、「、釜無川流域下水道「建設統計」を「収用委員会」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号中整備部」に改め、同項第四号中「建設業」を「公共事業の評価」に改め、同項第五号中の項中「土木総務課」を「県土整備総務課」に改め、同項第一号中「土木部」を「県土別表第一の一の表土木部の部中「土木部」を「県土整備部」に改め、同表土木総務課

別表第一の一の表県土整備部の部建築指導課の項の次に次のように加える。

# 県有建築物 ( 県営住宅を除く。 ) の営繕に関すること

営繕課

別表第一の二の表県民生活課の項第十一号中「訪問販売、連鎖販売取引、特定継続的

号を削り、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号から第三十号までを二号ずつ繰り 役務提供及び業務提供誘引販売取引」を「特定商取引」に改め、同項中第十五号を削り、 上げ、第二十八号の次に次の二号を加える。 第十六号を第十五号とし、 第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、第二十四

二十九
交通安全対策会議に関すること。

三十 交通安全対策本部に関すること。

団及び更生保護協会」に改め、同項第三十五号を削る 別表第一の二の表県民生活課の項第三十四号中「交通安全対策会議」を「ふるさと財

号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。 別表第一の二の表生涯学習文化課の項中第九号を削り、 第八号を第十一号とし、第七

国民文化祭の開催準備に関すること。

生涯学習審議会に関すること。

やまなみ文化基金及びやまなし文化学習協会に関すること。

別表第一の二の表国際課の項を削る。

別表第一の三の表産業立地推進課の項に次の一号を加える。

別表第一の四の表食の安全・食育推進室の項の前に次のように加える。 三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関すること。

興室 情報産業振 情報通信関連企業等の立地に関すること。 情報通信産業の振興に関すること。

別表第一の四の表監査指導室の項の次に次のように加える。

営企画室 県立病院経 中央病院及び北病院に関すること。 県立病院事業に係る企画及び調査に関すること。 県立病院事業会計の予算経理に関すること。

別表第一の四の表国際観光振興室の項を削る。

別表第 一の四の表指導検査室の項の次に次のように加える。

室 づくり推進 美しい県土 兀 景観対策に関すること(建築指導課の所掌に関するものを除く。)。 歴史文化公園に関すること。 美しい県土づくり推進の企画及び調整に関すること。 景観審議会に関すること。

> 室 建設業対策 兀 Ξ 五 建設統計に関すること。 建設業に関すること。 建設工事紛争審査会に関すること。 解体工事業に関すること。 浄化槽工事業に関すること。

別表第三中北地域県民センターの項の前に次のように加える。

東京事務所 東京都

別表第三中北地域県民センター の項中 峡中総務第 課

「総務課 県民課\_ を「県民課」 ľ 峡中総務第二課

会計第三課

を「会計第三課」に改める

別表第三峡東地域県民センター の項中 「総務課 県民課」 を「県民課」 に改める

別表第三峡南地域県民センターの項中 「総務課 県民課. を「県民課」 ľ 西八代総務課 会計第二課

を「会計第二課」に改める。

別表第三富士・東部地域県民センターの項を次のように改める。

富士・東部地域県民センター 県民課 会計第一課 吉田総務課 会計第二課 都留市 富士吉田市

別表第三総合県税事務所の項を次のように改める。 別表第三パスポートセンターの項及び東京事務所の項を削る。

総合県税事務所 課税・管理部 総務管理課 甲府市

農村支援課」に改める る ಶ್ಠ を「栽培部」 別表第三総合農業技術センター の項中 別表第三大阪事務所の項の次に次のように加える。 別表第三宝石美術専門学校の項中 別表第三看護大学の項 別表第三中北農務事務所の項及び峡東農務事務所の項中 別表第三工業技術センター の項中 別表第三障害者相談所の項の次に次のように加える。 別表第三自動車税事務所の項を削る。 パスポー トセンター 精神保健福祉センター に 「調査部 看護大学短期大学部の項及び精神保健福祉センター の項を削 を「調査部」に改める 「資源利用技術部 「総務課 教務課」 電子技術部 企画研修部」 を「総務・教務課」 徴収部 自動車税部 徴収第二課 徴収第一課 軽油引取税課 自動車税課 を「電子・材料技術部」に改め を「総務課」 「農業農村支援課 農村整備課 に改める。 ľ 甲府市 甲府市 笛吹市 「栽培部

別表第三農業大学校の項の次に次のように加える

事業税課

不動産取得税

専門学校農業大学校 教務課 総務課 北杜市

研修課

別表第三峡東建設事務所の項中 「河川砂防第 課 を「河川砂防管理課」に改める。

道路第一課 河川砂防第一 黒黒

別表第三峡南建設事務所の項中 道路第二課 河川砂防第一課 を 道路課

河川砂防管理課」

に改める。

別表第三富士・東部建設事務所の項中 河川砂防第二課. F 道路第二課」 を「道路課」に改める。

別表第三広瀬・琴川ダム事務所の項を次のように改める。

広瀬ダム管理課 山梨市

広瀬・琴川ダム管理事務所 琴川ダム管理課

事務所」に、「南巨摩郡増穂町」を「笛吹市」に改める。 別表第三釜無川流域下水道事務所の項中「釜無川流域下水道事務所」を「流域下水道

別表第三桂川流域下水道事務所の項を削る。

総務課

別表第四中央病院の項中 経営企画課

を

に改める。

「総務課 医事課」

振興センター」に改める。 別表第五中「又は分場」 を削り、同表五の項中「高冷地分場」を「高冷地野菜・花き 医事サービス課」

別表第六地域県民センターの項の前に次のように加える。

東京事務所

を「農業

各省庁等との連絡調整に関すること。

県行政に関する調査及び情報の収集に関すること。

その他知事の特命事項に関すること。

生物工学部

別表第六パスポートセンターの項及び東京事務所の項を削る。

Щ

梨 県 公

報 号

外

第十六号

平成二十年三月二十八日

花き振興部.

 $\overline{h}$ 

六

同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、 第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「手続き」を「手続」に改め、 第四号、第十号及び第十一号において同じ。)」を削り、同項中第十一号を第十二号とし、 別表第六総合県税事務所の項第一号中「(自動車税及び自動車取得税を除く。  $\overline{\mathcal{H}}$ 県税に係る徴収金の証紙徴収に関すること。 第四号の次に次の一号を加える。 第二号

別表第六自動車税事務所の項を削る

子短期大学、旧看護大学短期大学部及び旧高等看護学院の学習及び健康の状況」に改め 別表第六県立大学の項第七号中「旧女子短期大学の学習状況」を「旧看護大学、旧女

三十二号中「保健、医療及び」を削り、同号を同項第三十号とし、同項中第三十三号を 四十号とし、 第三十一号とし、第三十四号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、 第二十九号を削り、第三十号を第二十八号とし、第三十一号を第二十九号とし、同項第 中第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、 四号中「健康づくり事業」を「健康づくり」に改め、 別表第六保健所の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、同項第二十 第三十六号の次に次の三号を加える。 同号を同項第二十三号とし、同項 第三十九号を第

三十七 自殺対策に関すること。

三十八 悪性新生物に関すること。

三十九 国民健康保険の保険者が行う特定健康診査及び特定保健指導の支援に関する

別表第六障害者相談所の項の次に次のように加える。

### ンター 精神保健福祉セ

- すること。 精神保健及び精神障害者の福祉の知識の普及並びに啓発に関
- 精神保健及び精神障害者の福祉の調査研究に関すること。
- 困難な事例の処理に関すること 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導並びに複雑
- 四 交付の申請に対する決定に関すること。 精神通院医療公費負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の
- 五 精神保健関係機関の職員の研修及び技術援助に関すること。
- 精神保健活動組織の育成援助に関すること。
- 自殺対策に関すること (専門性が高いもの及び広域的なもの

に限る。)。

## 八 精神医療審査会に関すること。

別表第六看護大学の項、 看護大学短期大学部の項及び精神保健福祉センター の項を削

第十二号とし、第十五号から第四十六号までを二号ずつ繰り上げる。 野生動植物種」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を削り、 別表第六林務環境事務所の項第十一号を削り、同項第十二号中「高山植物」を「希少 第十四号を

別表第六大阪事務所の項の次に次のように加える。

### ター パスポー トセン 海外渡航に関すること。 一般旅券の発給に関すること。

興センター」に改め、 別表第六総合農業技術センターの項第九号中「高冷地分場」 同項第十号を削る を「高冷地野菜・花き振

別表第六農業大学校の項第三号から第五号までを削る 別表第六農業大学校の項の次に次のように加える。

# 専門学校農業大

学校

専門学校農業大学校の運営に関すること。

学生の生活指導、職業指導及び就職のあつせんに関すること。

Ξ 学生の表彰及び懲戒に関すること。

兀 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。

五 奨学事務に関すること。

農業に係る講座等に関すること。

流域下水道事務所の分掌」を「流域下水道事務所の所掌」に改め、同項に次の一号を加 別表第六建設事務所の項第十七号及び第十八号中「釜無川流域下水道事務所及び桂川

三十五 景観対策に関すること。

別表第六広瀬・琴川ダム事務所の項を次のように改める

広瀬・琴川ダム 広瀬ダム及び琴川ダムの管理に関すること。

管理事務所

別表第六釜無川流域下水道事務所の項中「釜無川流域下水道事務所」 を「 流域下水道

め、同項第三号及び第四号を削る。 項第二号中「釜無川流域下水道事業計画区域内」を「流域下水道事業計画区域内」に改 事務所」 に改め、 同項第一号中「釜無川流域下水道の」を「流域下水道の」に改め、

別表第六桂川流域下水道事務所の項を削る。

### (施行期日)

この規則は、 平成二十年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令 2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関 された処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。 は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってな によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為
- されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

自動車税事務所	総務部東京事務所	企画部県民室パスポートセンター	企画部県民室国際課	土木総務課	土木部	循環型社会推進課	総務部営繕課	企画部新行政システム課	知事政策室
総合県税事務所	知事政策局東京事務所	観光部パスポートセンター	観光部国際交流課	県土整備総務課	県土整備部	環境創造課	県土整備部営繕課	知事政策局行政改革推進課	知事政策局

広瀬・琴川ダム事務所	広瀬・琴川ダム管理事務所
桂川流域下水道事務所釜無川流域下水道事務所	流域下水道事務所

(山梨県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

を次のように改正する。 山梨県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則 (昭和六十年山梨県規則第五十四号)の一部

第二条中「土木部土木総務課内」を「県土整備部県土整備総務課内」に改める。

(山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

5 うに改正する。 山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次のよ

第七十二条第三項中「森林環境部みどり自然課」を「森林環境部環境創造課」に改

6 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正) 四十一号)の一部を次のように改正する。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十四年山梨県規則第

に改める。 第三条第一項中「山梨県土木部土木総務課内」を「県土整備部県土整備総務課内」

# 山梨県規則第二十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正す

項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に改め、「第十九条第 改め、同条第七号中「同条第四項に規定する副所長、同条第六項」を「同条第五項」に、 大学、看護大学短期大学部」を削り、「第十八条第十四項」を「第十八条第十二項」に 「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一 項に規定する」の下に「課税・管理部長、自動車税部長、徴収部長、」を加え、 第二条第一号中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、同条第六号中「、看護 同条

Щ

梨

県 公 報

号

「知事政策局長」に改める。 産業立地室の次長 (以下「産業立地室次長」という。)」を加え、「知事政策室長」を第八号中「県民室次長」という。)」の下に「、組織規則第十三条の三第二項に規定する

を「知事政策局長」に改める。 指定を受けたものについては産業立地室次長が、」に改め、同条第八項中「企画部長」に、「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、同条第五項中「、産業立地室長が」に、「知事政策局の」に、「及び広聴広報課」を「、広聴広報課及び行政改革推進課」の」を「知事政策局の」に、「及び広聴広報課」を「、広聴広報課及び行政改革推進課」

を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。地室長」の下に「及び産業立地室次長」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項第七条第三項中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、同条第八項中「産業立

は、産業立地室次長がその事務を代決する。7年業立地室の分掌に係る事項については、産業立地室長が不在で急施を要するとき

加える。 第七条の二第一項中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、同条に次の一項を

きは、産業立地室の主務課長がその事務を代決する。3 産業立地室の分掌に係る事項については、産業立地室次長が不在で急施を要すると

項」に改める。する副所長、同条第十八項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項」を「同条第十七する副所長、同条第十八項」を「同条第十項」を「同条第十五項に規定第十条第一項中「第十八条第七項」を「第十八条第六項」に、「同条第十七項に規定

表八の項1中「県民室次長」の下に「、産業立地室次長」を加える。同表五の項1中「及び県民室次長」を「、県民室次長及び産業立地室次長」に改め、同地室次長」に改め、同表四の項1中「県民室次長」の下に「、産業立地室次長」を加え、別表第一の二の項1及び三の項1中「及び県民室次長」を「、県民室次長及び産業立

6を27とし、27の次に次のように加える。を加え、同号中8を30とし、7を30とし、同号6中「生協」を「組合」に改め、同号中別表第二の一の表県民生活課の項第一号8中「組合の」の下に「役員の解任命令及び」

関する報告の徴収 9 第九十三条の規定による組合の業務及び会計の状況に 県民室區28 第六十九条第一項の規定による組合の合併の認可		
定による組合の業務及び会計の状況に	29	28
県民室	『する報告の徴収第九十三条の規定による組合の業務及び会計の状況に	第六十九条第一項の規定による組合の合併の認可
県民室		
県民室		
県民室		
		県民室長

県民室長	定する場合等の認可の取消し 役員の解任命令並びに共済事業及び貸付事業の規約を設 第九十四条の二第五項の規定による業務停止命令及び
県民室長	設定する場合等の認可の取消し 36 第九十四条の二第四項の規定による共済事業の規約を
県民室長	要求及び変更命令並びに業務停止命令等35 第九十四条の二第二項の規定による改善計画の提出の
県民室長	めた事項並びに業務執行の方法の変更命令34 第九十四条の二第一項の規定による定款及び規約に定
	の業務及び会計の状況の検査3 第九十四条第一項から第五項までの規定による組合等
	合の子会社等に対する報告及び資料の提出の要求32 第九十三条の三第二項の規定による共済事業を行う組
	合に対する報告及び資料の提出の要求31 第九十三条の三第一項の規定による共済事業を行う組
	る報告の徴収 の規定による組合の一般的状況に関す の 第九十三条の二の規定による組合の一般的状況に関す

別表第二の一の表県民生活課の項第一号5中「生協」を「組合」に改め、同号5を同

	L	える。	のように加える。
9の次に次	に改め、同号中4を9とし、9の次に次	を	県民室長
-		<b>¬</b>	
	同号4中「第四十三条第四項」を「第四十条第五項」に、	同 号 4 中	号26とし、

Щ 21 20 19 18 17 15 14 13 12 16 設定 件の変更の申出の承認 期限の設定 定による共済調査人の報酬の決定 務停止命令等 る説明の要求及び意見の聴取 崩しの認可 立てをしないことの認可 梨 (平成十一年法律第二百二十五号)第六十一条第一項の規 第五十三条の五の規定による共済契約の解約に係る業 第五十三条の十第四項において準用する民事再生法 第五十三条の十第三項の規定による共済調査人の解任 第五十三条の十第二項の規定による調査事項及び報告 第五十三条の四第三項の規定による共済契約の契約条 第五十条の十三の規定による共済計理人の解任命令 第五十条の十二第三項の規定による共済計理人に対す 第五十条の九第二項の規定による価格変動準備金の取 第五十条の九第一項の規定による価格変動準備金の積 第五十三条の十第一項の規定による共済調査人の選任 県 公 報 号 外 第十六号 平成二十年三月二十八日 県民室長 県民室長 県民室長 項 号中2を3とし、 六項」に、 6 5 に、「生協」を「組合」に、 に対する報告の徴収及び立入検査 に改め、同号3を同号8とし、同号2中「第十二条第五項」を「第十二条第 3の次に次のように加える。 県民室長 を

告書の提出の要求 第二項において準用する場合を含む。)の規定による報第二項において準用する場合を含む。)の規定による報25 第五十七条第二項(第六十二条第三項及び第六十九条	24 第五十七条第一項の規定による組合の設立の認可	有の承認 おいて準用する場合を含む。)の規定による議決権の保3 第五十三条の十七第二項(第五十三条の十九第二項に	の承認
の規定による報という。	配立の認可	6る議決権の保	

10

第四十条第六項の規定による貸付事業の規約を設定す

る場合等の認可

11

第五十条の五の規定による共済事業の健全性の基準の

別表第二の一の表県民生活課の項第一号3中「第四十三条第三項」を「第四十条第四

県民室長 を

に改め、 同

七条第一項の規定による共済契約の募集の停止命令 六条の規定による共済代理店に対する業務改善命令 七年法律第百五号) 第三百五条の規定による共済代理店 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百 第十二条の二第三項において準用する保険業法(平成 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百 県民室長 県民室長

 県民 室 長		者に対する措置命令自動販売機管理自動販売業者及び自動販売機管理				日の変更の承認第六条第二項の規定による休館	日 1	県民文化ホ 山梨県立	
[		定 有				用料金の額の承認第十一条第二項の規定による利用	3 用	事務 行に関する	
県 民 宝 夏		5 第五条の三第二項の現定による命令				変更の承認第七条の規定による利用時間の	2 変	果 十二年山 明(昭和 明 和 和 和	課了
県民室長		有害図書頭の東州昜所の変更等の4 第五条の二第三項の規定による				日の変更の承認日の変更の承認による休館	日 1	及び管理系民会館設置	文 学 生 と 習 涯
		勧告  「お子条の二第二項の規定します。」  「お子条の二第二項の規定します。」	する事務			別表第二の一の表県民生活課の項の次に次のように加える。	県民生活	*** 一の一の表	別表
			の施行に関		県民室長	の取消し	一項の規	選の取消し	—————————————————————————————————————
		山梨県社会福祉審議会の意見の聴する場合を含む。)の規定による	梨果条例第三十九年山		県民室長	第九十五条第三項の規定による組合の解散命令	半三項の規定	界九十五条第	40
		項及び第六条第四項において準用2.第五条第四項(第五条の三第三	条例(昭和)			の表県民生活課の項第一号に次のように加える。	県民生活	_	別表第二の
		図書類の指定図書類の指定	かの環境争 護育成のた	年 間課 ジ		第十条第三項の規定による兼業の承認	規定に	第十条第三百 1	1
		青い手R   「角はを存こ真り見足こよる可能   一の表青少年課の項を次のように改める。	-	別表		の前に次のように加える。	に次のよ	2	1 を2 とし、
		料金の額の承認	関する事務		に改め、同号中    に改め、同号中	に、	県民生活課の	翌一の一の表	に、別表第
		3 第十条第二項の規定による利用	条例第二号					者の選任	者
		変更の承認 2 第七条の規定による利用時間の	(昭和五十			を含む。) の規定による一時役員等の職務を行うべき第三十条の二第二項 (第七十三条において準用する場	規定による  第二項 (☆	第三十条の二	7 合 宏
	++		ール設置及						

Щ 梨 県 び管理条例 行に関する 九号)の施 条例第三十 五年山梨県 ター設置及 青少年セン 公 山梨県立 (昭和四十 報 号 外 3 2 1 12 13 11 10 9 8 る営業所に対する立入調査及び資 興行の指定の取消し 料金の額の承認 料の提出の要求並びに質問 県社会福祉審議会への諮問 る措置命令 広告物の広告主及び管理者に対す 興行の指定 自動販売機等の撤去の命令 自動販売機等登録簿の作成及び抹 時間の変更の承認 日の変更の承認 第十条第二項の規定による利用 第十四条の二第一項の規定によ 第七条第二項の規定による山梨 第七条第一項の規定による有害 第六条第七項の規定による有害 第六条第三項の規定による有害 第五条の八第一項の規定による 第七条第三項の規定による利用 第六条第二項の規定による休館 第五条の六第四項の規定による 第十六号 平成二十年三月二十八日 県民室長 県民室長 県民室長 県民室長 号を加える。 ように加える。 職、研修及び自己啓発等休業」に改め、同号中4を5とし、3を4とし、2の次に次の 別表第二の二の表消防防災課の項中第十三号を第十四号とし、 別表第二の二の表人事課の項第一号2中「派遣研修、」を削り、「及び補職」を「、補 別表第二の一の表国際課の項を削る。 別表第二の二の表人事課の項第五号を次のように改める。 3 十三 山梨県 五 る法律 (平 認 立防災安全 置及び管理 センター 設 する事務 の施行に関 第百十号) 成三年法律 業等に関す 員の育児休 地方公務 第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承 事務 2 1 2 4 更の承認 する場合を含む。)の規定による育児休 児休業等の承認 準用する場合を含む。 の例による短時間勤務の決定 育児短時間勤務等の承認 て準用する場合を含む。) の規定による 業等の承認の取消し 第五条第二項 (第十二条において準用 第七条第二項の規定による休館日の変 第十七条の規定による育児短時間勤務 第十条第三項 (第十一条第二項におい 第二条第三項 (第三条第三項において 第八条の規定による開館時間の変更の )の規定による育 第十二号の次に次の一

事 務	行に関する	三号)の施	梨県条例第	五十七年山	条例 (昭和
		認	3 第十一条の規定による資料の展示の承		承認

までとし、10の次に次のように加える。 別表第二の三の表福祉保健総務課の項第三号中19を20とし、11から18までを12から19

| 11 第七十条の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第二の三の表福祉保健総務課の項に次の一号を加える。

の次に次の一号を加える。 
別表第二の三の表長寿社会課の項第四号を同項第五号とし、同項第三号を加える。 
の次に次の一号を加える。

務関する事	号)の施行	県条例第二	成九年山梨	理条例 (平	設置及び管	及センター	介護実習普	三山梨県立
				承認	2 第七条の規定による利用時間の変更の		更の承認	1 第六条第二項の規定による休館日の変

別表第二の三の表国保援護課の項に次の一号を加える。

十二 高齢者 1 第四十四条第四項の規定による滞納処の医療の確 分 (昭和 2 第六十一条第一項の規定による医師等					
療 合 び 第   等 合 び 第   者   に   分			する事務の施行に関	世界 (昭和) はいません (日本) はいまま (昭和) はいままる (田和)	マスティア こう
	会を含む。)の規定による保険医療機関 等及び保険医等の指導 5 第七十系第二項(第七十四条第十項、 第七十五条第七項、第七十六条第六項及 の規定による後期高齢者医 会を含む。)の規定による後期高齢者医	び第八十二条第二項において準用する場第七十五条第七項、第七十六条第六項及4 第六十六条第一項(第七十四条第十項、	Ⅎ	に	分

山梨県公報号外 第十六号 平成二十年三月二十八日

	え る。 <u>別</u>								
もの国設置して、山梨県立	党表第二の三の						,		
変更の承認 1 第七条第二項の規定による利用時間の	る。別表第二の三の表児童家庭課の項中第七号を第十号とし、第六品	基金等に対する報告の徴収及び立入検査12 第百五十二条第一項の規定による支払	者に対する報告の徴収及び立入検査11 第百三十四条第二項の規定による保険	対する報告の徴収及び立入検査県後期高齢者医療広域連合及び市町村に10 第百三十四条第一項の規定による山梨	る承認 県後期高齢者医療広域連合の協議に対す 9 第百三十三条第二項の規定による山梨	立入検査問看護事業者等に対する報告の徴収及び8 第八十一条第一項の規定による指定訪	業者等に対する指導7 第八十条の規定による指定訪問看護事	等に対する報告の徴収及び立入検査合を含む。)の規定による保険医療機関び第八十二条第二項において準用する場策七十五条第七項(第七十五条第六項及	6 第七十二条第一項(第七十四条第十項、
	(号の次に								
	第六号の次に次の三号を加								
	ある事務を関す	十二号)の (平成十二	の防止等に 児童虐待	ものに限る。) ものに限る。)	製具立愛宕 ・	山梨県条列 和四十八年 管理条例 昭 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	八事務	行に関する 二号)の施 十六年山梨	- 八三 1号 及び管理条
命令の取消し ・ 第十二条の四第六項の規定による禁止	まとい等の禁止命令の期間の更新3 第十二条の四第二項の規定によるつき	者の児童へのつきまとい等の禁止命令2 第十二条の四第一項の規定による保護	対する勧告 1 第十一条第三項の規定による保護者に			客の月記	第十一条第二項の規定による利用料金の第十一条第二項の規定による利用の制限	可及び変更の許可の規定による行為の許	額の承認 2 第十条第二項の規定による利用料金の
			所 児 間 相談						

同号17とし、同号11中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、 同号13を同号18とし、同号12中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号12を を削り、同号14を同号19とし、同号13中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、 除く。)」を削り、同号15を同号20とし、同号14中「(精神障害者に係るものを除く。)」 るものを除く。)」を削り、同号16を同号21とし、同号15中「(精神障害者に係るものを 害者に係るものを除く。)」を削り、同号17を同号22とし、同号16中「(精神障害者に係 を「に限る」に改め、同号20を同号25とし、同号19中「精神障害者」を「更生医療及び 同号26とし、同号20中「精神障害者」を「更生医療及び精神通院医療」に、「を除く」 同号22を同号27とし、同号21中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号21を を削り、同号23を同号28とし、同号22中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、 を除く。)」を削り、同号24を同号29とし、同号23中「(精神障害者に係るものを除く。)」 係るものを除く。)」を削り、同号25を同号30とし、同号24中「(精神障害者に係るもの るものを除く。)」を削り、同号中27を32とし、26を31とし、同号25中「 (精神障害者に 精神通院医療」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号19を同号24とし、同号18中 「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号18を同号23とし、同号17中「(精神障 別表第二の三の表障害福祉課の項第十七号2から10までの規定中「(精神障害者に係 同号10の次に次のように加え、同号を同項第十九号とする。 同号11を同号16と

11 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る支 12 第五十四条第二項の規定による精神通院医療に係る指 定自立支援医療機関の選定 14 第五十四条第二項の規定による精神通院医療に係る医療受給者証の交付 特神保健 15 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る医療に係る医療性関の選定 福祉センター所長 精神保健 精神保健 福祉センター所長				
療受給者証の交付 第五十四条第二項の規定による精神通院医療に係る指 第五十四条第二項の規定による精神通院医療に係る指 第五十四条第二項の規定による精神通院医療に係る指 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る 第一項の規定による	ダー 福神 保 と 健	力方蛙		給認定の取消し
定自立支援医療機関の選定第五十四条第二項の規定による精神通院医療に係る指給認定	ダー 所長	力污蛙		療
給認定第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る支	ダー 所長	力 行 蛙		定
	ダー 所長	力范蛙		給認定

	療受給者証の返還の請求	15 第五十七条第二項の規定による精神通院医療に係る医
タ <b>ー</b> 所長	福祉セン	精神保健

し、同号の次に次の一号を加える。別表第二の三の表障害福祉課の項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十六号と

あ事務に関す	第一号)の山梨県条例	(平成九年	び管理条例	ター設置及	者青報27 立聴覚障害 山梨県
			承認	2 第七条の規定による利用時間の変更の	更の承認 1 第六条第二項の規定による休館日の変

でを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。 別表第二の三の表障害福祉課の項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号ま

	する事務の施行に関	三年法律 (昭和二十 ) (昭和二十 ) (田和二十 ) (田和四十 ) (田和田田 ) (田和田田 ) (田和田田 ) (田和田田 ) (田和田田 ) (田和田田 ) (田田田 ) (田田 ) (田田 ) (田田田 ) (田田 ) (田田 ) (田田 ) (田田田 ) (田田 ) (	高 と なび精神障 五 精神保健
5 第二十七条第一項及び第二項の規定に 神科病院の認定 神科病院の認定	病院の指定の取消し 3 第十九条の九第一項の規定による指定	指定 第十九条の八の規定による指定病院の	医の公務員としての職務の指定1(第十九条の四第二項の規定による指定)

16 第三十八条の三第五項の規定による山	院命令 院命令 アイス	梨	神	急	急	病	の 第三十三条第四頁の見定による青申斗 費用徴収 第三十一条の規定による措置入院費の	神障害者の入院措置解除命令 第二十九条の四第一項の規定による精	急を要する精神障害者等の診察及び入院7 第二十九条の二第一項の規定による緊	害者の入院措置命令 第二十九条第一項の規定による精神障	察のよる申請等に基づき行われる指定医の診っ
							保健所長		保健所長		
27 第四十五条第二項の規定による精神障	26 第四十条の規定による仮退院の許可	元 第三十八条の七第五項の規定による公	療の提供の制限の命令24 第三十八条の七第四項の規定による医	表 3 第三十八条の七第三項の規定による公	22 第三十八条の七第二項の規定による退	週改善命令 21 第三十八条の七第一項の規定による処	及び書類の提出の命令神科病院の管理者等に対する報告の徴収20 第三十八条の六第二項の規定による精	及び立入検査神科病院の管理者等に対する報告の徴収得 第三十八条の六第一項の規定による精	院	│ 梨	│ 梨
精神保健	保健所長										

福祉セン 精神保健 福祉セン ター所長 精神保健 別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中58を63とし、 53から57までを58から62ま

える。 項」に改め、同号50を同号55とし、同号49中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条 52を同号57とし、同号51中「第七十二条の三第二項」を「第七十二条の四第二項」に改 でとし、同号52中「第七十二条の三第二項」を「第七十二条の四第二項」に改め、 の四第一項」に改め、同号49を同号54とし、同号中48を52とし、52の次に次のように加 同号51を同号56とし、同号50中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一

53 の命令等 第七十二条の三の規定による薬局開設者に対する報告 保健所長

でとし、29を31とし、 別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中47を51とし、 31の次に次のように加える。 30から46までを34から50ま

33 32 実施 第三十六条の四第二項の規定による販売従事者の登録 第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験の

でとし、3の次に次のように加える。 別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中28を30とし、 4から27までを6から29ま

保健所長	の公表の公表の公表の公表の公表の公表の公表の公表の公表のの規定による薬局開設者の報告事項
保健所長	に関する情報の提供の要求 第八条の二第四項の規定による市町村等に対する薬局

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十二号に次のように加える。

29 28 神障害者保健福祉手帳の返還の命令 害の状態の認定 手帳の交付 害の状態の認定及び精神障害者保健福祉 第四十五条第四項の規定による精神障 第四十五条の二第三項の規定による精 福祉セン ター所長 ター所長

号までを一号ずつ繰り上げ、 別表第二の三の表医務課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から十一 + の医療の確 高齢者 1 への協議 第九条第四項の規定による関係市町村 第十号の次に次の一号を加える。

に関する事 保に関する 法律の施行 2 働大臣への協議 附則第三条第一項の規定による厚生労

十号中60を70とし、59を64とし、64の次に次のように加える。 別表第二の三の表医務課の項第十三号及び第十四号を削り、 同表衛生薬務課の項第三

65 いがある物品を製造する者等に対する検査の命令 第七十六条の六第一項の規定による指定薬物である疑

67 66 いがある物品を製造する者等に対する製造等の禁止命令 第七十六条の七第一項の規定による指定薬物を取り扱 第七十六条の六第二項の規定による指定薬物である疑

第七十六条の七第二項の規定による指定薬物の廃棄等

68

う者に対する廃棄の命令等

Щ 梨 県 公 報 号 外 第十六号 平成二十年三月二十八日

消除 3 第百五十九条の十第四項の規定による販売従事登録の
証の書換え交付 4 第百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録
証の再交付 5 第百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録
別表第二の三の表健康増進課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から
12を削り、13を2とし、14を削り、15を3とし、16を削り、17を4とし、18を削り、19第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号中1から10までを削り、11を1とし、
を5とし、20から27までを削り、同号28中「精神障害者」を「育成医療」に改め、同号
28を同号6とし、同号29中「精神障害者」を「育成医療」に改め、同号29を同号7とし、
司号のから4月では削り、司頁中角トン号を将上六号につ、角トし号を得上し引にする。

評価法 (平 環境影響

1

種事業の判定に係る意見の申述- 第四条第二項の規定による第二

同号33から34までを肖り、同項中第十七号を第十分号 別表第二の四の表循環型社会推進課の項を次のよう

1	第十三条第王珥の規定による第一		5の第十三条第五項の規定による空ニュニニニ		き 任等の 散乱 防止重点 地域の 指定	4 第十三条第一項の規定による空   -		占有者等に対する助言及び指導	3 第十二条の規定による事業者、		の散乱防止協定の締結	2 第十一条の規定による空き缶等		台等背舌原工実プア金の受気	田等教乳防上基本方針の策定	1 第九条第一項の規定による空き		型社会推進部の項を次のように改める。	同項中第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。	中・精神障害者」を、育成医療」に改め、同号22を同号すとし、		を削り、同号28中「精神障害者」を「育成医療」	14を削り、15を3とし、16を削り、17を4とし、		架)こげ、 司頁色 し いっしい うのにでき引う	増進課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、			第  項の規定による販売従事登録				第一項の規定による販売従事登録	
7 6 5 4 3 2 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9														では悪邪	一				(十七号とする。     条例(平成	を	-	に改め、同号	18 <b>を</b> 削り、19	1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	1	し、第八号から				でる事	お客			
					技術的な助言		第十四条第二		法書についての意見の申述	ら ニースドキー		<b>公聴会の開催</b>	法書について意見を求めるための	45   41x45 -	第十二条第一			2 第六条第三項	5文	仙  村長の意見の聴耶		環 1 第六条第二項の規定による市町		保書にていての意見の目込	情情についてつ意見つ目代	4 第二十条第一項の規定による準	日名の開催に任命を見りてきなった。		3 第十七条第三項の規定による説			書こつ 1 ての意	丐)  2 第十条第一項の規定による方法	

創造 課

する事務

5

第五号)の 施行に関す

3

山梨県条例 和五十九年 する条例 昭 乱防止に関 き缶等の散 山梨県空

2

環境

16 第五十一条の規定による事業者	かつた事業者の公表 要な措置についての勧告に従わな 第五十条第二項の規定による必	の勧告 業者に対する必要な措置について 業者に対する必要な措置について	調査 事業者からの報告の徴収及び立入 事業者からの報告の徴収及び立入 3 第四十九条第一項の規定による	む。)の規定による意見の申述第二項において準用する場合を含12第四十二条第一項(第四十四条	要請 免許等を行う者への適正な配慮の 知 第三十三条第二項の規定による	施の要請環境影響評価その他の手続の再実現 第三十二条第四項の規定による	評価書についての意見の申述 9 第二十五条第一項の規定による	準備書についての意見の申述8 第二十三条第一項の規定による	の公聴会の開催の公聴会の開催を求めるため
	マ で 第九条第二項(第十一条第二項におい	許可の取消し (第十一条第二項におい	温泉掘削の許可を受けた者の相続の承認て準用する場合を含む。)の規定による5(第七条第一項(第十一条第二項におい	合併又は分割の承認  合併又は分割の承認  の対対による	۱ ۲ پ	3   3   3	十丘号)の 2 第三条第三頁の規定による温泉屈削の 法律第百二 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	― 分の表 り 大	コンドにはは、1000年に対しては、1000年に対しには、1000年に対しては、1000年に対しては、1000年に対しては、1000年に対しては、1000年に対しには、1000年には、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に対しには、1000年に

18 第十八条第五項の規定による掲示内容	の許可を受けた者の相続の承認 7 第十七条第一項の規定による温泉利用	分割の承認	の午可を受けた皆である去人の合併又は「16」第十六条第一項の規定による温泉利用「	の許可の特定による温泉利用		出目的以外の掘削に対する措置命令に係	出目的以外の掘削に対する措置命令13 第十四条第一項の規定による温泉ゆう	合の協議	等に当たつて隣接耶苻県に影響がある場12 第十三条第一項の規定による温泉掘削	の制限に係る協議 11 第十二条第二項の規定による温泉採取	の制限の命令 の制限の命令 ほんしょう ほんしょう ほんしょう ほんしょう ほんしょう はんしょう はんしょう はんしょ しんしょう はんしょう しんしょう はんしょう はんしょう しんしょう はんしょう しんしょう はんしょう はんしゃ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしゃ はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	動力装置の許可9第十一条第一項の規定による増掘及び	復命令である場合を含む。)の規定による原氷回
林務環境	事務所長		事务所 · 長	事務所長	+K- XC BIPX Hind								
I	28 第三十五条第一項の規定による立入検	う出量等の報告の徴収27 第三十四条第一項の規定による温泉ゆ	の聴取の聴取の聴りませんと言語さん意見	叮等に系る山梨県環境保全審議会の意見26 第三十二条の規定による温泉掘削の許	用制限及び危害予防措置の命令25 第三十一条第二項の規定による温泉利	用	4 第三十一条第一頁の見定による温泉到る改善の指示	整備及び澴竟の攻善こ必要な地域こおナ23 第三十条の規定による温泉利用施設の	析機関に対する報告の徴収及び立入検査2 第二十ノ系第一項の規定による登録を	の	し の	の	9 第十九条第一項の規定こよる分析施设の変更の命令
<b>写</b> 矛戶。	林務環境	事務所長			事務所長	事務所長	<b>木</b> 务 睘 竟						事務所長

第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を次のように改める。 別表第二の四の表みどり自然課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号

										五
務	に関する事	号)の施行	例第二十四	年山梨県条	例 (平成六	及び管理条	ンター 設置	ふれあいセ	八ヶ岳自然	
	する	の施	土	梨県	平成	官理	設	めい	岳自然	山梨県立
	<del>事</del> 4	丁	Щ		$\overline{\top}$	余	直 2	セ	然	1
び			豆	3		変			更	
行為の	井		及び恋	井		変更の承認			更の承認	
び行為の中止命令等	条の		可及び変更の許可	条第		認	第一		心	第七条第二
一	規定		許	石百			項の			項の
等	たによ		-,	切り担			規定			規定
	る許			淀に			たによ			たによ
	苛の			よる			る開			る休
	第十二条の規定による許可の取消し及			第十一条第一項の規定による行為の許			第八条第二項の規定による開館時間の			項の規定による休館日の変
	し及			の許			間の			の変

える。 に改め、同号97中「92」を「98」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の二号を加 号87中「82」を「88」に改め、同号89中「84」を「90」に改め、同号91中「86」を「92」 を「82」に改め、同号83中「78」を「84」に改め、同号85中「80」を「86」に改め、同 同項第八号76中「71」を「77」に改め、同号79中「74」を「80」に改め、同号81中「76」 別表第二の四の表みどり自然課の項中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、

		事務	行に関する	七号)の施	梨県条例第	成十七年山	理条例 (平	設置及び管	化センター	六 山梨県緑
	び行為の中止命令等 4 第十一条の規定による許可の取消し及		及び変更の許可	3 第十条第一項の規定による行為の許可		承認	2 第七条の規定による開園時間の変更の		更の承認	1 第六条第二項の規定による休園日の変
l										

を	七 山梨県希 1	1 第七条第三項(同条第五項において準
	少野生動植	用する場合を含む。)の規定による希少
	物種の保護	野生動植物種保護基本方針の策定等に係
	に関する条	る山梨県環境保全審議会の意見の聴取
	例 (平成十	
	九年山梨県	2 第八条第一項 (同条第八項において準
	条例第三十	用する場合を含む。)の規定による指定
	四号) の施	希少野生動植物種等の指定等に係る山梨
•	行に関する	県環境保全審議会の意見の聴取
	事務	
		3 第八条第四項 (同条第八項において準
		用する場合を含む。)の規定による指定
		ランチ 三力量の重要しませたのなあ

							事務に関する	四号)の施	条例第三十	九年山梨県	に関する条	物種の保護	少野生動植	七 山梨県希
施設の改善命令等の規定による飼養栽培の規定による飼養栽培	び従事者証の再交付8の第十三条第七項の規定による許可証及8の第十三条第七項の規定による許可証及8の第十三条第七項の規定による許可証及8の第一の第一の規定による許可証及8の第一の第一の第一の第一の第一の第一の	の交付の一般定による従事者証の一般である。	交付 タイプ	野生動植物種の個体の捕獲等の許可ちの第十三条第一項の規定による指定希少	指導 物種の個体の所有者等に対する助言及び 4 第十条の規定による指定希少野生動植	会の開催名の開催名の指定等に係る公聴用する場合を含む。)の規定による指定用する場合を含む。)の規定による指定	県環境保全審議会の意見の聴取	希少野生動植物種等の指定等に係る山梨	用する場合を含む。)の規定による指定	2 第八条第一項(同条第八項において準	る山梨県環境保全審議会の意見の聴取		用する場合を含む。)の規定による希少	1 第七条第三項 (同条第五項において準一

-			
	所有者等に対する意見陳述の機会の付与		において準用する場合を含む。)の規定18 第二十二条第六項(第二十三条第三項
			関係市町村の意見の聴取
	査 26 第二十八条第一項の規定による実地調		指定等に係る山梨県環境保全審議会及び含む。)の規定による生息地等保護区のコーニュックを持てる場合を
哥乔氏			コーニ系第三頁こうして書用する場合は17 第二十二条第三項(同条第十項及び第一
事 林 務環境	ているでは、1000年の現でによる管理地では、第二十七条第二項の規定による管理地である。		等に対する助言及び指導第二十一条の規定による土地の所有者
事務環長	告の徴収 区等の区域内における行為者に対する報 区等の区域内における行為者に対する報	事務所長生	の野
	た者に対する原状回復命令等23 第二十六条第二項の規定による違反し	林務農	5 第十九条第一項の規定こよる持定希少停止命令
	で の では では おける 行為者 は文でを 打		野主助直勿重事業を守う者こ対する業务14 第十八条第二項の規定による特定希少
	区等の区域内における丁海省に付ける旨22 第二十六条第一項の規定による管理地		野生動植物種事業を行う者に対する指示野生動植物種事業を行う者に対する指示
	21 第二十五条第二項の規定による監視地		定準
	立入制限地区の区域内の立入りの許可20 第二十四条第四項第三号の規定による		
	区の区域内における行為の許可9 第二十三条第四項の規定による管理地	事务斤長 林務環境	雙等の午可を受けている皆に対する最長1 第十五条第一項の規定による個体の捕
	聴会の開催による生息地等保護区等の指定に係る公		消し 第十四条第二項の規定による指定希少

次に次のように加える。 別表第二の四の表県有林課の項第七号中4を6とし、3を5とし、2を4とし、 Щ 2 梨県 第七条の規定による利用の禁止及び制限 公 報 34 32 30 29 35 33 31 28 号 取消し は認定の取消し 告の要求 受けて保護管理事業を行う者に対する報 業についての認定 地方公共団体以外の者が行う保護管理事 業についての確認 県以外の地方公共団体が行う保護管理事 準用する場合を含む。 生動植物種保護専門員の委嘱 境保全審議会の意見の聴取 護管理事業計画の策定等に係る山梨県環 第三十三条第三項の規定による認定の 第三十三条第二項の規定による確認又 第三十九条第一項の規定による希少野 第三十二条第四項の規定による認定を 第三十一条第三項の規定による国又は 第三十一条第二項の規定による国又は 第二十九条第三項の規定による補償額 外 第三十条第一項(同条第四項において 第十六号 )の規定による保 平成二十年三月二十八日 環境事務 峡東林務 1 の 加 え る。 を5とし、 とし、7を10とし、10の次に次のように加える。 条例」を「山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例」に改め、同号に次のように 別表第二の五の表商工総務課の項第一号中6を9とし、5を8とし、4を7とし、 別表第二の五の表商工総務課の項第一号中19を23とし、8から18までを12から22まで 別表第二の四の表県有林課の項第九号中「山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理 別表第二の四の表県有林課の項第八号に次のように加える。 6 11 6 4 3 の設定 等 募集の停止命令 七条第一項の規定による共済代理店に対する共済契約の 用する場合を含む。)において準用する保険業法第三百 第九条の七の五第二項 (第九条の九第五項において準 第五十八条の四の規定による共済事業の健全性の基準 第十八条の規定による利用の制限 第十二条の規定による利用の停止及び制限 第八条の規定による許可の取消し及び行為の中止命令 5の次に次のように加える。 Ξ 環境事務 所長 中北林務 環境事務 所長 峡東林務 所長 環境事務 中北林務

3

第七号の次に次の一号を加える。 別表第二の五の表商業振興金融課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、 別表第二の五の表商工総務課の項第一号に次のように加える。 25 24 八 3 山梨県条例 流館設置及 廃止の認可 用する場合を含む。)の規定による共済規程の変更及び 第十七号) び管理条例 産業展示交 求及び変更命令並びに業務停止命令等 程及び火災共済規程並びに業務執行の方法の変更命令 する事務 の施行に関 (平成六年 山梨県立 第九条の六の二第四項 (第九条の九第五項において準 第百六条の二第二項の規定による改善計画の提出の要 第百六条の二第一項の規定による定款、規約、共済規 2 3 認 額の承認 変更の承認 第十条第二項の規定による利用料金の 第七条第二項の規定による利用時間の 第六条の規定による休館日の変更の承

り、第八号を第七号とし、同項第九号1中「第二十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号3中「第四条の二第三項」を「第五条第三項」に改め、同項中第七号を削別表第二の五の表工業振興課の項第三号2中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」

次のように改める。め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同表産業立地推進課の項をめ、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同表産業立地推進課の項を二十三条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同号2中「第二十三条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号3中「第に改め、同号2中「第二十三条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号3中「第

号中2を4とし、

1の次に次のように加える。

2

第九条の六の二第一項 (第九条の九第五項において準

) の規定による共済規程の認可

用する場合を含む。

別表第二の五の表商工総務課の項第一号2中「(平成七年法律第百五号)」を削り、

同

															課	推進	立地	
		る事務 施行に関す	四十号)の	九年法律第	律 (平成十	に関する法	及び活性化	集積の形成	おける産業	よる地域に	の促進等に	二 企業立地	する事務	の施行に関	第二十四号)	十四年法律	法 (昭和三	
業高度化計画の承認の取消し6 第十七条第二項の規定による事	業高度化計画の変更の承認 5 第十七条第一項の規定による事	業高度化計画の承認	4 第十六条第三項の規定による事		業立地計画の承認の取消し	3 第十五条第二項の規定による企		業立地計画の変更の承認	2 第十五条第一項の規定による企		業立地計画の承認	1 第十四条第三項の規定による企		施制限期間の短縮の認定	2 第十一条第二項の規定による実		による届出事項についての勧告	
室 産業 立地		室長	産業立地		室長	産業立地					室長	産業立地					室長	

別表第二の六の表観光振興課の項を次のように改める。

日の変更の承認	域産業振興セ	振興	
1 第六条第二項の規定による休館	山梨県立地	観光	

Щ

山梨県公報 号 外 第十六号 平成二十年三月二十八日

課 の施行に関係の施行に関いて、 る事務 ンター設

第一号を第二号とし別表第二の六の表

		する事務の施行に関
不の委託の承認	3 第十条の規定による展示の委託の承認	山梨県条例
	変更の承認	和四十五年理条例(昭
よる開館時間の	2 第八条第二項の規定による開館時間の	設置及び管
	更の承認	ーセンター 富士ビジタ
よる休館日の変	1 第七条第二項の規定による休館日の変	山梨県立

別表第二の六の芸

課交国流際

大十二号   2 第十二条第二項の規定による利用時間の   2 第十二条第二項の規定による通訊案内土の登録を指示の規定による通訊案内土の登録を表例第二号   2 第十条の規定による通訊案内土の登録を表別第二百十   2 第1十二条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別第二百十   2 第1十二条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別第二百十   2 第1十二条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別第二百十   2 第1十二条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別第二百十   2 第1十二条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別第二百十   2 第1十二条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別   1 第十八条の規定による通訊案内土の登録を表別   2 第八条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別   1 第十八条の規定による通訊案内土の登録を表別   2 第八条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別   2 第八条第二項の規定による通訊案内土の登録を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
第二号を第三号とし、 すの六法律第二十六年昭 コースを第三号とし、 本のたけに号) 百年昭 へ 3 の及に第 2 作 内 10 9 内 録四 7 録 1 6 内 5 内 10 業 内 日
3 の及に第 1 10 9 8 3 7 6 5 内 数四 録二 内

 $\equiv$ 務 号)の施行 年山梨県条 例 (平成二 国際交流セ に関する事 例第二十三 及び管理条 ンター 設置 山梨県立 3 2 5 5 日の変更の承認 利用の許可の取消し及び利用の制 般旅券の査証欄の増補 用料の減免 変更の承認 利用の許可 による一般旅券の記載事項の訂正 第十三条第三項の規定による使 第九条の規定による利用時間の 第八条第二項の規定による休館 第四条の規定による宿泊施設の 第十二条第一項の規定による 第三条の規定による宿泊施設の 第十条第一項及び第三項の規定 一所長 一所長 トセンタ パスポー パスポー トセンタ

| 項」を削り、同号6を同号1とし、同号1の次に次のように加える。| 別表第二の七の表農政総務課の項第二号中1から5までを削り、同号6中「及び第三

_	2
廃止の承認	第十一条第三項の規定による信用事業規程の変更及び

別表第二の七の表農政総務課の項第二号中7を3とし、3の次に次のように加える。

4
第十一条の五の規定による取引及び行為の承認

し、35を51とし、34を50とし、33を48とし、48の次に次のように加える。 別表第二の七の表農政総務課の項第二号8中「及び第三項」を削り、同号中8を5と

会の意見の聴取 第九十五条の
意允
<sup>聴取</sup> 条の四の規定による山梨県農業協同組合中央

び清算に係る意見の申述35 第七十三条第六項の規定による農事組合法人の解散及
び清算に係る意見の申述及び嘱託調査の実施34 第七十三条第五項の規定による農事組合法人の解散及

の次に次のように加える。 別表第二の七の表農政総務課の項第二号中18を32とし、17を31とし、16を29とし、29

30 第六十条第二項の規定による関係市町村等との協議

える。 理事及び監事の職務を行うべき者」に改め、同号中14を26とし、26の次に次のように加理事及び監事の職務を行うべき者」に改め、同号中14を26とし、同号14中「仮理事」を「一時別表第二の七の表農政総務課の項第二号中15を28とし、同号14中「仮理事」を「一時

うべき者の選任	27 第四十条第三項の規定による一時代表理事の職務を行

うに加える。 | 1. 別表第二の七の表農政総務課の項第二号中13を25とし、12を16とし、16の次に次のよ |

		の承認24 第十一条の四十二第一項の規定による契約条件の変更
		第六十一条第一項の規定による共済調査人の報酬の決定23 第十一条の三十九第四項において準用する民事再生法
		任 22 第十一条の三十九第三項の規定による共済調査人の解
		告期限の設定21 第十一条の三十九第二項の規定による調査事項及び報
		任 20 第十一条の三十九第一項の規定による共済調査人の選
		業務停止命令等 29 第十一条の三十四の規定による共済契約の解約に係る
		条件の変更の申出の承認18 第十一条の三十三第三項の規定による共済契約の契約
		変更及び廃止の承認 7 第十一条の三十二第三項の規定による農業経営規程の

り、同号中9を11とし、11の次に次のように加える。 別表第二の七の表農政総務課の項第二号中10を13とし、同号9中「及び第三項」を削

別表第二の七の表農政総務課の項第二号5の次に次のように加える。

	10	9	8	7	6
	第十一条の二十二の規定による共済計理人の解任命令	する説明の要求及び意見の聴取第十一条の二十一第三項の規定による共済計理人に対	取崩しの認可第十一条の十五第二項の規定による価格変動準備金の	積立てをしないことの認可第十一条の十五第一項の規定による価格変動準備金の	廃止の承認第十一条の七第三項の規定による共済規程の変更及び
)					

別表第二の七の表農政総務課の項第九号を次のように改める。

する事務	の施行に関	二十七号)	水産省令第	十七年農林	規則 (平成	組合法施行	九 農業協同	
			縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認	2 第二百六条第二項の規定による組合の		業務報告書の提出の延期の承認	1 第二百二条第七項の規定による組合の	

し、14の次に次のように加える。

15

実施規程の変更及び廃止の承認

第十一条の二十九第三項の規定による宅地等供給事業

別表第二の七の表農政総務課の項第二号11中「及び第三項」を削り、同号中11を14と

五十四条」を「第六十五条」に改め、同表農業技術課の項に次のように加える。に改め、同号6中「第五十三条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同号7中「第「第六十一条第二項」に改め、同号5中「第五十二条第三項」を「第六十一条第三項」を「第六十一条第二項」を「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改め、同号2中「第五十一条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同号3中四項」に改め、同号2中「第五十一条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同号3中

			る事務
		·	施行に関す
			十二号) の
			県条例第五
			十九年山梨
		13%	条例 (平成
		<u> </u>	入学検定料
			授業料及び
校長		12	農業大学校
農業大学		<u></u>	校山梨県立
専門学校	第五条の規定による授業料の減免		十六 専門学

削り、同項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。所に」に、「釜無川流域下水道事務所長」を「流域下水道事務所長」に改め、同号2を「広瀬・琴川ダム管理事務所に」に、「広瀬・琴川ダム事務所に」を「流域下水道事務を「広瀬・琴川ダム管理事務所に」に、「広瀬・琴川ダム事務所長」を「広瀬・琴川ダム事務所に」を「流瀬・琴川ダム事務所に」を「県土整備総務課」に改め、同項第四号3中「広瀬・琴川ダム事務所に」別表第二の八の表中「土木部」を「県土整備部」に改め、同表土木総務課の項中「土

	る事務	施行に関す	十四号)の	県条例第二	成二年山梨	観条例 (平	八 山梨県景	
合を含む。)の規定による山梨県景観審	及び第十九条第四項において準用する場	三項、第十一条第四項、第十五条第四項	2 第九条第三項 (同条第九項、第十条第		県景観審議会の意見の聴取	用する場合を含む。)の規定による山梨	1 第七条第三項 (同条第五項において準	

住民協定の公表住民協定の公表	住民協定の認定 8 第二十条第一項の規定による景観形成	共事業の実施等に関する協力の要請7 第十九条第三項の規定による国等の公	る指導及び助言 品の集積又は貯蔵に限る。 ) の届出に係ら 第十七条の規定による大規模行為 (物	助言地域内における建築物等に係る指導及びり、第十四条第二項の規定による景観形成	び助言 ・ 地域内における行為の届出に係る指導及 ・ 第十四条第一項の規定による景観形成	開催 「開催」 「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、」の規定による公聴会の、「関係では、「関係のでは、」では、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、」では、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、「関係のでは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、」をは、「関係のでは、」をは、、「関係のでは、、」をは、、「関係のでは、」をは、、「関係のでは、、」をは、、「関係のでは、、」をは、、「関係のでは、、」をは、、「関係のでは、、」をは、、「関係のでは、、」をは、、「関係のでは、、」をは、、「関係のでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、」をは、、、」をは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	議会等の意見の聴取
			所建長設	所建長設	所建長設		
			所 建 長 設 事 務	所 建 長 設 事 務	所 建 長 設 事 務		

別表第二の八の表県土整備総務課の項第五号の次に次のように加える。

る条列(召	公園に関する関係市	の歴史文化 歴史文化:	六 やまなし 1 第五条第二項
	る関係市町村長等の意見の聴取	歴史文化公園の指定、変更及び解除に係	第二項及び第四項の規定による

3

報の提供の依頼

4

3

Щ

梨

県公

報号

外

第十六号

平成二十年三月二十八日

別表第二の八の表建築指導課の項第三号中9を15とし、8を14とし、7を11とし、 11

の次に次のように加える。

12 13 の聴取 場合を含む。 第一項及び第三項の規定による公示 第十五条の十七第三項 (同条第五項において準用する 第十五条の十七第五項において準用する第十五条の四 )の規定による山梨県建築士審査会の意見

別表第二の八の表建築指導課の項第三号6の次に次のように加える。

の禁止 第十三条の二第一項の規定による合格の取消し及び受 第十三条の規定による二級建築士試験及び木造建築士 第十三条の規定による二級建築士試験及び木造建築士	定による合格の取消し及び受級建築土試験及び木造建築土

別表第二の八の表建築指導課の項第三号に次のように加える。

33 設者等に対する報告の徴収及び立入検査 第二十六条の二第一項の規定による建築士事務所の開

### 附 則

この規則は、 平成二十年四月一日から施行する。

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

# 山梨県規則第二十四号

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

平成二十年三月二十八日

横 内 正 明

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則 (昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正す

に改め、同号に次のように加え、同条を第五条とする。 第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。 第四条第二号中「第九条第一項の規定による調査及び質問」を「に関する次のこと。」

第八条の二第一項の規定による保護者に対する出頭要求並びに調査及び質問

による保護者に対する出頭要求の告知 第八条の二第二項 (第九条の二第二項において準用する場合を含む。) の規定

第九条第一項の規定による児童の住所等への立入調査及び質問

第九条の二第一項の規定による保護者に対する再出頭要求並びに調査及び質問

第九条の三第一項の規定による児童の住所等への臨検及び児童の捜索

第九条の三第二項の規定による保護者に対する調査及び質問

第九条の三第三項の規定による資料の提出

第九条の三第五項の規定による許可状の交付

第三条に次の一号を加え、同条を第四条とする。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成六年法律第三十号)第十四条の規定による支援給付の決定

第二条の次に次の一条を加える。

(県立大学長への委任)

第三条 県立大学長に次の事務を委任する

旧看護大学、旧女子短期大学、旧看護大学短期大学部及び旧高等看護学院に係る修

了、卒業及び成績等に関する証明に関すること。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。